

駐車場利用規約

第1条（目的）

本規程は、当園の園内駐車場と園外駐車場（以下、「駐車場」という）を有効かつ円滑に利用するための決まりについて定めたものである。

第2条（利用場所）

- 園内駐車場は園舎西側に位置し、6台分の駐車スペースがある。
- 園外駐車場は線路横に位置し、「千里山グレース幼稚園」と記載された看板のある7台分（駐車番号1～3番、5番、9～11番）の駐車スペースを利用可能とする。

第3条（利用可能対象者）

以下のどれかに該当する者のみ申請可能とする。

- 1・2歳児クラス
- 個人送迎（満3～年長）
- 降園のみバス利用
- 2号、新2号認定児
- 課外教室
- バレエ教室
- バス往復利用だが車で送ることが多い、1号でリス組をよく利用し車でお迎えが多い
- 関係者（園が特別に許可した者）

第4条（利用対象者）

駐車場を利用できる対象者は、駐車許可証を提示している者に限る。

第5条（利用可能時間）

園内・園外駐車場の利用可能時間は下記の通りである。ただし、行事の場合はこの限りではない。

- 園内駐車場は原則、入口の門が開いている時に利用可能とする。
 - 利用可能時間は、7時30分～8時15分、16時～19時。ただし、8時45分～9時（雨天8時45分～9時15分）は開門しているがドライブスルーのため利用はできない。
※ドライブスルー利用方法は別紙参照。
 - 土曜日及び長期休暇中は7時30分～19時（土曜日は18時半）で開門しており利用可能。
- 園外駐車場は、7時15分～19時15分を利用可能とする。

- バレエ教室の利用者は、水曜日に限り 18 時 30 分以降、土曜日においては 15 時以降の利用を許可する。駐車場利用方法はバレエ教室の規約に準じる。

※降園時（通常は 13 時 50 分～14 時 15 分、午前保育は 11 時 20 分～11 時 45 分）は駐車場（園内・園外の両方とも）の利用を禁止する。

第 6 条（利用時間）

送迎時のみ利用可能とし、園内駐車場は 10 分（園外駐車場は 15 分）を超えた駐車はできないものとする。但し、1・2 歳児クラス、満 3 歳児クラスや在園兄弟の送迎は園内駐車場 15 分（園外駐車場 20 分）駐車できるものとする。特別な理由により、園長に事前に承認を受けた場合はこの限りではない。

第 7 条（駐車許可証）

園長は車両を停める理由がある者に駐車許可証を発行し車両管理台帳を作成して管理するものとする。

また、許可証には下記の 8 つの種類がある。

- 満 3 歳児クラス、1・2 歳児クラス
- 個人送迎・バス片道（降園のみ）
- 課外教室（英語、創作、体操、サッカー、ピアノ、バイオリン）
- バレエ教室
- 2 号、新 2 号
- ドライブスルー
- 臨時
- 関係者

第 8 条（駐車許可証の掲示）

駐車許可証は利用の用途に応じて、車のダッシュボード等の外からはっきり見える位置に置く。

第 9 条（駐車場利用申請）

駐車許可証を発行するためには、駐車利用申請を行うこと。

- 駐車場利用申請時期は原則として年度末（園の定めた期間）までとする。但し、必要に応じ途中申請も可。
- 申請希望者は園の定める申請用紙に記入し、園に提出すること。
- 一申請につき 1 枚の許可書を発行する。
- 申請内容に変更が生じた場合は速やかに園に報告すること。

- 利用期間は年度末までとし、継続利用についても再申請すること。

第 10 条（許可の取り消し）

園長は管理上の必要がある時は駐車許可を取り消すことができる。この場合、駐車場利用者は駐車許可証を速やかに園長まで返還しなければならない。

第 11 条（駐車場内の通行）

利用対象者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らねばならないものとする。

- 場内は、時速 8 キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。
- 出庫する車両の通行を優先すること。
- 担当者の指示がある場合、その指示に従うこと。
- 出入りの際は一時停止し左右の確認を必ず行うこと。

第 12 条（遵守事項・禁止事項）

利用対象者は、駐車場の利用に関しては、次の事項を守らなければならないものとする。

1. 車両内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持すること。
2. 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め、扉を施錠すること。
3. 駐車中の車内に乳幼児を独居させないこと。
4. 駐車中の車両に動物を放置しないこと。
5. 担当者の指示に従うこと。
6. 駐車場内は喫煙及び、火気の使用は厳禁。
7. 爆発性のもの可燃性のものは搬入を禁止する。
8. 大音響でのカーステレオ、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為を禁止する。
9. 清潔になるよう努め、ビン、缶及び紙屑、吸殻等の一切を捨てることを禁止する。
10. 場内での車両の駐車以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動等）を禁止する。
11. 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるときの入場を禁止する。

第 13 条（免責事由）

認定こども園千里山グレース幼稚園（以下、「当園」という）は、以下の 1.ないし 8.の事由による駐車場内における車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損について原則責任を負わない。

1. 車両とその積載物もしくは取付け物及び車内の留意品についての盗品による利用者の損害（自動車盗、部品盗）

2. エアロパーツを装着した車両で入場したうえ、エアロパーツが駐車場内の設備に接触等したことによる利用者の損害。
3. その他第 12 条の規定に違反した車両を駐車したことに伴う損害。
4. 第 11 条に違反して走行したことによる損害。
5. その他利用者の自己過失による損害。
6. 台風・風水害・地震・火災等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害。
7. 無断車両及び他の車両等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害。
8. 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。

第 14 条（利用者の賠償責任）

- 駐車場の利用者が本規程に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当園が被った損害に対し利用者は賠償するものとする。
- 駐車場利用者（所有者及び同乗者を含む）は、駐車場施設ならびに駐車中の他の車両や駐車場利用者等に損害を与えたときは、直ちに相手側にこの損害を支払わねばならず、申告及び支払いを履行しなかった場合は、所轄の警察署へ届けることとします。

第 15 条（不正駐車）

下記の駐車は不正と判断する。

1. 車室をまたがる駐車。
2. 第 13 条の規定により駐車できない車両の駐車

第 16 条（個人情報の取得）

駐車許可証の取得に必要な個人情報については、法令等に従い適正に管理するものとします。

第 17 条（その他重要事項）

1. 当園は、車両に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。
2. ビデオ・カメラ等により駐車場内及びその周辺を撮影している場合があり、防犯・捜査等のための当局に提出する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。
3. 駐車場で発生した事故やトラブルに関しては必ず当園に報告すること。

附則

- 1 この規約は 2023 年 4 月 1 日から施行する。